

令和7年度実地指導・指導監査等実施結果
(法人・施設・サービス別集計)

| 法人・施設・サービスの種別 | 実施数 | 文書指摘 法人・施設等数 | 文書指摘 の割合 | 文書指摘数 | 平均 指摘件数※ |
|----------------------------|-----|-----------------|-------------|-------|-------------|
| ①社会福祉法人 | 19 | 10 | 52.6% | 19 | 1.9 |
| ②特別養護老人ホーム | 15 | 5 | 33.3% | 6 | 1.2 |
| ③養護老人ホーム | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| ④軽費老人ホーム | 2 | 1 | 50.0% | 2 | 2.0 |
| ⑤障害者支援施設 | 3 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| ⑥救護施設 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| ⑦保育所・保育所型認定こども園 | 21 | 5 | 23.8% | 9 | 1.8 |
| ⑧幼保連携型認定こども園 | 25 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| ⑨介護保険サービス事業所 | 148 | 30 | 20.3% | 33 | 1.1 |
| ⑩障害福祉サービス事業所 | 135 | 13 | 9.6% | 15 | 1.2 |
| ⑪施設型給付私立幼稚園・ 幼稚園型認定こども園 | 13 | 1 | 7.7% | 1 | 1.0 |
| ⑫小規模保育事業所・ 事業所内保育事業所 | 10 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| ⑬認可外保育施設 | 30 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| ⑭特定子ども・子育て支援施設 | 1 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| ⑮有料老人ホーム | 13 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0 |
| 計 | 435 | 65 | 14.9% | 85 | 1.3 |

※平均指摘件数＝文書指摘数／文書指摘法人・施設等数

令和7年度 主な文書指摘事項の内容

【運営管理】

| 法人・施設・サービスの種別 | 文書指摘事項 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 社会福祉法人 | 変更登記が登記期限までに行われていない |
| | 定款の変更手続きが不適切 |
| | 評議員会の運営が不適切 |
| | 理事会議事録の記載内容不備 |
| 特別養護老人ホーム | 各種規程等の未整備 |
| | 基準上必要な職員の未配置 |
| 軽費老人ホーム | 各種規程等の未整備 |
| 介護保険サービス事業所 | 基準上必要な職員の未配置 |
| 障害福祉サービス事業所 | 安全計画未策定 |
| | 工賃向上計画未策定 |
| | 利用定員を超えてサービスの提供を行っている日が多数認められる |
| 保育所・保育所型認定こども園 | 各種規程等の未整備 |
| 施設型給付私立幼稚園・幼稚園型認定こども園 | 各種規程等の未整備 |

※以下の施設等については、運営管理に関する文書指摘事項はありませんでした。
 障害者支援施設、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所、認可外保育施設、
 特定子ども・子育て支援施設、有料老人ホーム

※以下の施設等については、令和7年度は指導監査等の実施はありませんでした。
 養護老人ホーム、救護施設

令和7年度 主な文書指摘事項の内容

【経理】

| 法人・施設・サービスの種別 | 文書指摘事項 |
|-------------------|--|
| 社会福祉法人 | 契約書の未作成 |
| | 会計責任者と出納職員を文書で任命していない |
| | 小口現金の取扱いが不適切 |
| | 固定資産の除却にあたり、理事長の承認を得ていない |
| | 会計処理の誤り |
| 特別養護老人ホーム | 契約書の未作成 |
| | 経理規程の未整備 |
| | 計算書類の記載誤り |
| 軽費老人ホーム | 資産・負債の管理が不適切 |
| 保育所・保育所型認定こども園 | 契約書の未作成 |
| | 会計処理の誤り |
| | 事業活動収入(予算額)の3%を超える場合の前期末支払資金残高の取崩しにあたり、県との事前協議が未実施 |
| 介護保険サービス事業所(報酬算定) | 人員の未配置、記録の不備等による加算の算定要件の欠如 |
| 障害福祉サービス事業所(報酬算定) | 人員の未配置、記録の不備等による加算の算定要件の欠如 |

※以下の施設等については、経理に関する文書指摘事項はありませんでした。
障害者支援施設

※以下の施設等については、令和7年度は指導監査等の実施はありませんでした。
養護老人ホーム、救護施設

令和7年度 主な文書指摘事項の内容

【処遇】

| 法人・施設・サービスの種別 | 文書指摘事項 |
|---------------|---|
| 特別養護老人ホーム | アセスメント記録様式において課題分析標準項目が網羅されていない (※口頭指摘での改善が見られなかったため) |
| 介護保険サービス事業所 | アセスメント記録様式において課題分析標準項目が網羅されていない (※口頭指摘での改善が見られなかったため) |
| | 「身体介護」と「生活援助」の区分が明確に分かるように記載していない (※口頭指摘での改善が見られなかったため) |
| | 居宅サービス計画に沿って作成されていることが読み取れるように計画を作成していない (※口頭指摘での改善が見られなかったため) |
| | 福祉用具の計画未作成 (※口頭指摘での改善が見られなかったため) |

※以下の施設等については、処遇に関する文書指摘事項はありませんでした。

軽費老人ホーム、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、保育所・保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所、認可外保育施設、施設型給付私立幼稚園・幼稚園型認定こども園、特定子ども・子育て支援施設

※以下の施設等については、令和7年度は指導監査等の実施はありませんでした。

養護老人ホーム、救護施設